

親族への優先提供と自殺の誘発について

【現状及び課題】

特定の死因により臓器提供を見合わせるという取扱いにはされていない。

しかし、親族への優先提供の場合には、移植希望者（レシピエント）が事前に想定されることから、親族の自殺を誘発する可能性がある。そのため、親族への臓器の提供を目的とした自殺を防止するための対応策を講じる必要がある。

【これまでの議論】

・国会での審議

○（質問）親族の優先提供は、家族に対する心理的圧迫や自殺、養子縁組などの付隨する問題が起きるのではないか。

●（答弁）「(略) ドナーになることの圧力と言うことに関しては、ご懸念はごもつともだと思いますが、普及啓発活動などによって国民が移植医療に対する理解を深め、適切な移植医療が行われるようにすることによって、そういういた圧力に対しては対処していくことができるのではないかと思います。

（略）」（6月5日衆議院厚生労働委員会 提案者・山内康一議員）

・審議会等でのご意見

○親族の優先提供で自殺を誘発することはあってはならず、禁止事項とすべき。

○優先提供を目的とした自殺は臓器提供の対象から除外すべき。

（臓器毎の作業班やパブリックコメントにおいても同様のご意見が寄せられた。）

○ 日本循環器学会より、「心臓移植における親族への優先提供に関する要望（※）」が、平成21年10月27日付け、臓器移植対策室長及び臓器移植委員会委員長宛に提出された。

（※）心臓は生体移植が不可能な臓器であり、親族の自殺や自殺関与といった事案を招く恐れがあることから、心臓は親族への優先提供があり得ないことを明示して欲しいとの要望。

【対応（案）】

ガイドラインにおいて、以下の様に規定し、親族への臓器の提供を目的とした自殺を防止する。

倫理的観点から、親族へ臓器を優先的に提供することを目的として自殺を図ったことが明らかな者に対する法に基づく脳死判定及びその者からの臓器の摘出は見合わせること。

【運用に当たっての考え方】

○自殺の原因は、本人意思や家族の意思を確認する手続きの中で把握することになる。

○親族への優先提供を目的とした自殺が一例でも起こることが無いよう、該当する親族が移植希望者の登録をしているか否かにかかわらず、脳死判定及び臓器提供を見合させる。